

## 映画「靖国 YASUKUNI」の試写会とシンポジウム「表現の自由を考える」

人権擁護委員会 副委員長 新村 響子 (58期)

2008年4月23日、弁護士会館クレオBCで、日本弁護士連合会と東京三弁護士会の共催による、映画「靖国 YASUKUNI」の試写会とシンポジウム「表現の自由を考える」が開催された。

映画「靖国 YASUKUNI」(李纓監督)は、靖国神社をテーマにしたドキュメンタリー映画であるが、4月12日からの上映を決めていた映画館が、上映に対する抗議行動があったことなどを理由として、相次いで上映中止を決定するという事態が生じた。今回の試写会とシンポジウムはそのような状況の中で、急遽企画され実現したものである。試写会には弁護士や市民から約1500通もの応募があり、200人の会場は満席となった。

当日は、まず映画「靖国 YASUKUNI」の上映が行われ、その後にシンポジウムが行われた。シンポジウムでは、映画「靖国 YASUKUNI」の配給宣伝担当者である吉川正文氏、東京大学大学院の高橋哲哉教授、内田雅敏会員を迎え、田場暁生弁護士(二弁)をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われた。

吉川氏は、映画「靖国 YASUKUNI」が上映中止となった経緯について、週刊誌に「反日的内容」との記事が掲載されたことを発端に、自民党の稲田朋美衆議院議員らから芸術文化振興基金からの助成金の妥当性を疑問視する声上がり、全国会議員を対象とした試写会が開かれたこと、その後上映中止が相次いだ経緯を詳細に報告した。助成金支出に関して稲田議員らが映画「靖国 YASUKUNI」の政治的中立性を問題にしたことについて、内田会員は、「何をもって政治的中立と言うかは時代や人によって変わるものであるから判断することはできない」



と述べ、政治的中立を要求すると表現行為が成り立たなくなると指摘した。また、吉川氏は、今後、映画の作り手が政治的なテーマを扱った映画には助成金が下りないと心配したり、基金もこういう問題が起きる映画には助成金を出さなくなったりするのではないかと懸念を示した。

高橋教授は、今回の上映中止によって、表現の自由の日本における国民の権利としての存在基盤の弱さが露呈したと指摘し、「中立や客観の追求も一つの表現ではあるが、異なる政治的意見の表明の権利を認めなければ表現の自由とはいえない」と述べた。内田会員は、「権利を侵害された人だけでなく、みんなが支え、一緒に闘わなければならない」と述べて、表現の自由を守るためにはみんなで守るという雰囲気をつくるのが大事だと呼びかけた。

映画「靖国 YASUKUNI」は、5月から各地の映画館で無事上映が開始された。今回の試写会とシンポジウムは、弁護士会自らが表現の自由を実現させるとともに、弁護士と市民が一体となって表現の自由について論じることができ、大変意義深い企画であった。

## 少年法「改正」— 被害者等の少年審判傍聴ミニシンポジウム

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員長 相川 裕 (45期)

### 背景など

2008年4月25日午後6時から、弁護士会館クレオにおいて、「少年法『改正』— 被害者等の少年審判傍聴ミニシンポジウム」が行われた。

今次の「改正」法案は、一定のいわゆる重大事件において、被害者等から申し出があった場合に家庭裁判所が審判期日における審判の傍聴を認めることができる制度を導入しようとするものである。当会では、この「改正」法案の基礎となる法制審要綱が採択された際に会長談話で、少年審判の福祉的・教育的機能が損なわれるおそれがあることなどの理由からこの要綱の法案化に反対の旨を表明した。このミニシンポジウムは、会長談話で発表した当会の考えを広く市民やマスコミの方々を知っていただき、この問題を考えていただくために企画された。

### 内 容

はじめに、山本会長から開会の挨拶があり、次に、日弁連と大阪弁護士会とが共同で作成したDVD「ここが問題少年審判の被害者傍聴」の模擬審判の部分が上映された。このDVDは、市民の方にはあまり知られていないと思われる少年審判の実情（審判廷の狭さや審判がどのように進められるかなど）を映像で伝えようとしたものである。

さらに、斎藤義房会員（日弁連・少年法問題対策チーム座長）から、現行少年法の手続の概要やその理念、「改正」法案の問題点及び「改正」をめぐる情勢などについての報告がなされた。これを受け、村中貴之会員から、現行法で規定されている被害者等からの意見聴取の手続や少年事件が逆送された後の刑事公判手続において問題が生じている事案（被害者の親が意見を陳述する際、少年に向かって「人の話を聞くのに何で椅子に座っているのか、床に正座しなさい」などと怒鳴りつけ、意見陳述の後には少年に向かって物を放り投げた。調書の内容や審判廷での様子がインターネット上で公開されたなど）の報告がなされた。



続いて、全司法労働組合の伊藤由紀夫さん（家裁調査官）に、これまで家裁調査官が被害者や遺族とどのように接してきたのか、被害者や遺族の少年審判傍聴が制度化された場合にどのような問題が想定されるかなどをご発言いただいた。現行制度においても調査官は真摯に被害者・ご遺族とのやりとりを重ねていること、調査官の人的態勢が拡充すればさらに運用の改善がめざせるであろうことが感じられた。

その後、当会子どもの人権と少年法に関する特別委員会が十数年にわたり子どもたちと作ってきた劇「もがれた翼」シリーズの番外編“考える勇気”が上演された。

少年事件の背景には、深刻な虐待などがあるにもかかわらず適切な対応がなされずに深く傷つき自尊感情を育めなかった少年が、加害者に転じてしまうということがままある。劇は、弁護士・調査官・裁判官など多くの大人がそれぞれの立場から少年を受け止め少年に関わる中で、少年が自らの加害行為に向き合い、被害者やそのご家族の気持ちに思いを至らすようになる過程が描かれていた。

終演後、出演者を代表して坪井節子会員からこの劇に込められた思いが語られた。

### 感 想

ミニシンポジウム全体を通じ、①少年審判の実情、②現行の少年審判制度が少年法の理念・目的の実現のために非

常に重要であること、③被害者への支援はもちろん大切であるが、少年法との関連でいえば、各関係機関が被害者等に対し2000年少年法改正で導入された被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等の意見聴取、審判の結果通知の各規定の存在をさらに丁寧に知らせ、これを被害者等が活用することができる支援体制を整備することなど現行法の運用を向上させていくことを考えるべきではないかという

こと、といった問題意識を多くの参加者に受け止めていただけたのではないかと考える。

(追記。「改正」法案は衆議院で修正がなされた上で、6月11日に可決成立し、当会も改めて会長声明を発表した。今後「改正」法の運用が適切になされるよう注視していく必要がある。)

## 米国商工会議所・東京弁護士会 共催セミナー 「米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) と日本における影響」

国際委員会副委員長 中野 竹司 (59期)

### セミナーの概要

2008年5月21日、ホテルモントレ半蔵門において、米国商工会議所 (ACCJ) と東京弁護士会の共催により「米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) と日本における影響」というテーマでセミナーが開かれた。本セミナーでは、セオドア・パラダイス氏 (一弁外国特別会員/ACCJ Foreign Direct Investment 委員会副委員長) と当会国際委員会委員長の矢吹公敏会員が講師を務めた。

海外の公務員への贈賄などを処罰する米国のFCPAは近時その内容が強化され、外国企業でも、米国で事業をしている企業がこの法律に違反すると米国での刑罰の対象になる可能性があり、域外適用として日本の企業及び個人も対象となった事例がある。また、日本での不正競争防止法でも同様の規制があり、今後その強化が予想されている。このようにFCPAについて、特にビジネス社会においてその影響が大変注目されている。

当日は、80人を越える出席者が集まり、FCPAへの注目の高さが改めて認識できた。なお、セミナーはランチオン形式で行われ、講演に先立ちACCJ会員と弁護士が名刺交換や、昼食を取りながら歓談し交流を深めていた。

### 講演の内容

セミナーでは、まずパラダイス氏が「Foreign Bribery Risk (海外での贈賄リスク)」として、米国FCPAについて講演した。

パラダイス氏は、最近の事例として兵器メーカーであるBAE社、電機メーカーであるSiemens社、油田サービス会社であるBaker Hughes社に関するFCPAの事案を取り上げて解説を行った。

BAEのケースでは、某国において兵器を賄賂として送ったことを理由に、BAEの幹部が米国当局によって拘束された事例が紹介された。また、Siemensのケース及びHughesのケースでは、いずれも米国域外でのFCPA違反支出を行ったことを理由に、多額の罰金を課された事案が紹介された。

続いて、矢吹公敏会員より、「Impact of the FCPA on Business in Japan」と題して、日本における外国公務員に対する贈賄等の事例及び法制度についての講演があった。

講演では、三井物産、九電工及びブリヂストンの事案が取り上げられ、日本における外国公務員への贈賄の摘発事例や国際カルテルの事案が紹介された。

また、日本の不正競争防止法上における外国公務員の定義や罰則等についての解説や日本から米国への犯罪被疑者引渡しの状況等多岐にわたる論点について、解説が行われた。

最後に、質疑応答の時間が設けられ「日本の量刑は軽いのではないか」「日本における摘発は強化されているのか」といった論点についてセミナー参加者とパネラーとの間で、活発な質疑が行われた。

外国の法曹団体との交流は貴重な情報交換の場でもある。国際委員会では、今後もこうした団体とのセミナー・外国法事務弁護士との交流会を行う予定である。